

各種税務対策について（改訂継続）

1. 法人税関係

- ① 役員の定期同額給与の減額改定を行う場合の要件となっている業績悪化改定事由の見直しをしていただきたい。

（理由）現在、新型コロナウイルスの感染拡大や世界情勢の不安定化等により、中小企業を取り巻く経済状況の厳しさが続いている。また、新型コロナ対策資金を多くの中小企業が借り入れ、返済据置期間の終了に伴い、企業の資金繰りを圧迫している。これらを踏まえて、役員給与の減額は、利益調整ではなく、企業の存続のためにやむを得ず減額するケースが多いと思われるので、柔軟な取り扱いができるよう見直しが必要である。

2. 消費税関係

- ① 消費税の届出書および申請書の提出期限を見直していただきたい。

（理由）経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始の前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いている。したがって、消費税の各種届出書および承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとすべきである。

3. 所得税関係

- ① 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長していただきたい。

（理由）青色申告法人の欠損金の繰越期間が 10 年であるのに対して、個人の青色申告者の純損失の繰越期間が 3 年であることは、均衡を失っており、少なくとも 5 年に延長すべきである。

- ② 所得税の確定申告期限を消費税の確定申告期限と同じ 3 月 31 日に改正していただきたい。

（理由）現在、所得税の確定申告期限は 3 月 15 日である。インボイス制度の導入によって適格請求書発行事業者登録による消費税申告者の増加、それに伴う所得税の確定申告者も増えることが想定される。そのため、所得税の確定申告期限を個人の消費税の申告期限である 3 月 31 日に統一すべきである。

4. 地方税関係

- ① 償却資産に係る固定資産税制度を見直すこと。償却資産税の計算方法についても国税と同様にしていただきたい。

（理由）平成 19 年度の税制改正により、減価償却資産は残存価額 1 円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の 5 % までとする評価方法は維持されており、国税と乖離している。

したがって、償却資産の最低限度評価額は、国税の減価償却の計算と同一に、1 円とするべきである。

5. 印紙税関係

①印紙税法を廃止すべきである。

（理由）印紙税は、特定文書の作成に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及して電子決済が進んでいる現在、紙により作成された文書には課税し、電子文書には課税しないのは不公平であるので、廃止すべきである。